

【16】「専門家」による学校支援体制の整備 (外国人児童生徒支援)(新規)

平成20年度概算要求額:1,960百万円

(平成19年度予算額:-百万円)

事業開始年度:平成20年度

事業達成年度:平成24年度

主管課

初等中等教育局国際教育課 (課長:手塚 義雅)

関係課

大臣官房国際課 (課長:吉尾 啓介)

文化庁国語課 (課長:町田 大輔)

事業の概要

小・中・高等学校等に日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語の分かる人材を配置し、学校における外国人児童生徒の指導体制の充実を図る。(平成20年度 1,600人配置)

必要性

(事業の背景等)

達成目標2-1-3の目的を達成するためには、地域において、外国人の子どもに対する日本語指導、適応指導などの教育支援が不可欠であり、本事業により、そのような支援の体制の整備を図ることとしている。

(本事業に関係する審議会からの提言等)

- ・「生活者としての外国人」問題への対応について
(平成18年12月25日 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)
- ・「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日 アジア・ゲートウェイ戦略会議)
- ・「経済成長戦略大綱」(平成19年5月28日 経済財政諮問会議)
- ・「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日閣議決定)

効率性

事業の波及効果が期待され、効率性の観点から妥当である。

(事業アウトプット)

本事業の実施により、外国人児童生徒を受け入れる各学校における外国人児童生徒の指導体制が充実する。

(事業アウトカム)

本事業の実施により、全国的に外国人児童生徒の教育の充実が図られ、確かな学力の向上や信頼される学校づくりにも資する。

有効性

(施策目標)

施策目標2-1 確かな学力の育成

(上位目的のために必要な効果が得られるか)

本事業を実施することにより、学校における外国人児童生徒の指導体制の整備が図られるため、上位目的を達成することができる。

公平性、優先性

本事業は、全国を対象にする予定であり、公平性は担保できると判断する。

18年度実績評価結果との関係

外国人児童生徒教育の充実については、従来より日本語指導を行う教員の配置やJSL(第二言語としての日本語)カリキュラムの開発、日本語指導者等に対する講習会の実施等を行ってきた。平成18年度は、地域の外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備を行うため、センター校の設置や、母語のわかる指導協力者やコーディネーターを配置し、日本語指導教室を設置するなど、地域における日本語指導、適応指導の充実を図る支援体制モデルの構築を行うことを目的に、全国16地域を指定し、新たに「帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業」を実施した。

なお、平成18年度の公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち、学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒の割合は、85.6%で、平成17年度と比較すると9.1%増加した。

広報計画

教育委員会等に対する説明会の開催や文部科学省ホームページ等で事業概要を公開する予定。

「専門家」による学校支援体制の整備 (外国人児童生徒支援)

・公立学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒数

約2万2千人

・上記のうち、日本語指導を受けていない児童生徒の割合

約14%

学校内での外国人児童生徒に対する日本語指導体制の整備

